

「災害時における消防と医療の連携に関する検討会」報告書のポイント

1 災害時における消防と医療の連携に関する提言

(1) 災害対策本部等における連携体制（別図）

国レベルでは、総務省消防庁と厚生労働省は相互の連携体制を緊密に図り、情報共有体制の確立等を図る。

被災地においては、必要に応じ、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「支援本部」という。）において、消防機関とDMA Tの連携体制を確立する。

(2) 調整本部・支援本部における活動方針

消防機関とDMA Tが連携する現場活動及び傷病者の搬送は調整本部及び支援本部において方針を決定する。

(3) 被災地内における救急救命士への特定行為に関する指示等

救急救命士が行う特定行為に対する指示やトリアージの方法に関し、調整本部において消防機関・地元医療機関・DMA Tが連携し指示体制等の方針を調整する。

(4) 被災地（災害現場）への出動

DMA Tが被災地へ出動し、消防機関と連携して活動を行うためのシステムを事前に構築する。

緊急消防援助隊とともに出動した調整本部及び支援本部で活動するDMA T医師は、原則として消防機関と一体となって活動する。

(5) 安全管理

被災地（災害現場）への出動から現場活動を含め、消防機関と連携した活動については消防機関の指揮下において行うものとし、事前に取り決めを行う。

調整本部のDMA T等を含めた全体の安全管理は主として消防機関が行う。

(6) 情報共有体制の確保

消防機関とDMA Tが活動を円滑に行うため、消防機関の情報連絡体制を有効に活用するなど、情報を共有して活動を行う。

(7) 平素からの連携体制の構築

消防機関とDMA Tが大規模災害発生時に災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施するためには、平素から災害現場や災害出動に関する連携体制を構築する。

2 災害時に救急救命士に求められる救急救命処置のあり方

救急救命士が、災害時に心肺機能停止状態になる前の傷病者に対する静脈路確保や、救急車以外の場所において医師の管理下で救急救命処置が行えるよう、今後検討を行う必要がある。

3 プロトコル及び指示体制

現場での救急救助活動が円滑に行われるようにするため、医師からの指示、指導・助言体制、プロトコルの運用体制等のメディカルコントロール体制について、早期に調整本部から方針を宣言する必要がある。

また、将来的には複数の消防本部が効果的な救急救助活動を行うため、プロトコルを統一する方向で検討していく必要がある。

別 図

連携・情報共有体制の確保イメージ(案)

